

薬学部試験における不正行為者処分内規

1979年 7月13日制定

2007年 4月 1日改正

2019年 2月 7日改正

- 1 薬学部施行の試験において不正行為をした者は、本内規により処分する。
- 2 不正行為者の処分は、教授会が行う。
- 3 不正行為者の処分は、次のとおりとする。
 - (1) 不正行為が発生した科目から処分決定までは、受験停止とする。
 - (2) 不正行為をした者は、当該試験期間中の成績を全て無効としたうえ、無期停学処分とする。なお、実習試験及び定期・追再試験期間外に実施する試験において不正行為をした者は、当該科目の成績を無効としたうえ、無期停学処分とする。
 - (3) 従前の試験において不正行為に係る処分を受けた者が、その後の試験において不正行為をしたときは、退学処分とする。
 - (4) 代人受験をした者及び代人受験させた者は、退学処分とする。
- 4 不正行為者の処分決定後は、その結果を掲示板に48時間以上告示し、保証人（父母）にその旨通知する。
- 5 不正行為者が外部機関の奨学生である時は、その旨各機関に報告する。
- 6 不正行為者は、在学中の学内表彰規程の対象者より除外する。
- 7 以上の取り扱いは、不正行為に関与した全ての者を対象とする。

附 則

この内規は1979年7月13日から施行する。

附 則

この内規は2007年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2018 - 11882号）

この内規は2019年4月1日から施行する。

以 上